

東海地震対策に係る基本的考え方の整理

東海地震対策専門調査会では、5月以降、今回の強化地域の変更等を踏まえた新たな防災対策の検討を行ってきた。

今回は、これまでの調査会の検討を踏まえるとともに、関係都県からのヒアリングをもとに、主要な論点について、個々の分野ごとの考え方と対応案のたたき台を以下のように整理した。

1．観測情報、地震予知情報等と警戒宣言時等の対応について

(1) これまでの経緯

昭和54年に大規模地震対策特別措置法が制定され、東海地震についての地震防災基本計画等が定められ、その中で地震予知情報とそれを踏まえた警戒宣言時の諸活動等が定められた。

警戒宣言に基づき、避難や交通の規制等がなされるが、警戒宣言の情報が出された後、各機関はその情報を収受・伝達し、住民や企業等に連絡し、それを踏まえた各自の準備から具体行動まで、必ず一定の時間(移行期間)が必要である。このような移行期間は、昭和54年当時はずべて警戒宣言後のものであった。

また、警戒宣言下の規制等への急激な移行は、移動手段を失うなどにより、却って警戒宣言の目的を損なうおそれのものもある。

このため、平成12年に地震防災基本計画の一部修正等がなされ、移行期間の一部を警戒宣言前の判定会招集の段階(判定会招集連絡報)ま

で前倒しした。主なものとしては、

- 国、地方公共団体等の防災関係機関の判定会招集連絡報時での参集(防災基本計画等)
- 移行期間での乗客の安全をより図るため、警戒宣言後の新幹線運行を極力さけるべく、判定会招集連絡報時からのぞみ、ひかりの強化地域内への進入をやめる (JR の強化計画)

(2) 警戒宣言前の段階での準備行動についての見直しの背景

【科学的背景】

20 数年間のデータの蓄積や新たな科学的知見等により、地震発生のメカニズム等に関する理解が進展し、東海地震発生過程のプレスリップによる地殻変動を早期検出することにより、地震予知が可能と考えられるようになった。

これに対し、プレスリップ以外の異常な現象を地震予知情報に結びつけるのは現時点では困難であると考えられている。(この場合は、東海地震以外の地震について直前予知が困難であることと基本的に同じである。なお、プレスリップモデルにおいても、異常データを十分関知できないものや、極めて短時間に推移するものがある。)

大規模地震対策特別措置法の警戒宣言等の枠組みは、プレスリップによる地殻変動が早期検出された場合にのみ適用され、この場合は観測情報段階からの変化の状況を明らかにできる可能性がある。

【社会的背景】

警戒宣言への移行期間については、判定会招集連絡報段階からでは準備に要する時間としては不十分なものがある。

強化地域の見直しで、帰宅困難者の問題など、移行期間の前倒しの必要なものがさらに顕著となった。

より実践的な防災対策とするため、警戒宣言に至る課程も含め、行政

の対応手順等を明確に決めておく必要がある。

科学的進展に伴い、プレスリップによる地殻変動の早期検知により地震予知が可能とされているものと、それ以外の地震予知が困難なものが明確化されてきている中で、後者のみをとらえて東海地震の直前予知がすべて困難であるように誤解されている場合が生じている。

一方、直前予知が困難な場合があることが周知されておらず、東海地震の直前予知が必ず行われると誤解され、住民レベル等の必要な対策が十分でないという指摘も出ている。

観測情報が発表された場合に、その内容から具体的対応を判断することが困難であることから、マスコミ報道が過熱することも想定される。このため、観測情報の内容に照らし、一般国民等が各自どのように行動すべきかが分かるような情報提供をする必要がある。

(3) 検討方向

よりの確な防災対策を進めるため、観測情報、判定会招集連絡報、地震予知情報がそれぞれどのようなときに発せられるか（プレスリップモデルで検知できるもの以外の場合については予知は困難であることを含む。）、基本的な考え方を社会に明らかにする。

それに照らして、防災機関や住民等が対応すべき内容を吟味する。

プレスリップモデルの場合には、判定会招集連絡報より以前からキャッチされる情報の活用可能性について、科学的な面から整理する。（別途検討中）

個々の準備行動に要する時間について吟味し、空振りの程度からみた地震発生の確実性や対応内容による社会的影響等を踏まえ、個々の行動ごとに移行期間を警戒宣言より前倒しすることの利害得失を検討する。

観測情報、判定会召集連絡報等の名称等については、情報内容とその防災対応の枠組みを決定した後、国民や防災機関等にとってのわかりやすさ等を踏まえ妥当なものとする。

準備行動の内容には、点検ベースのもの、人・物の事前配備等、幾つかのレベルがあり、それぞれに応じた対応の検討を行う。

プレスリップ以外の異常な現象については、地震予知情報の流れに沿えるものではないが、様々な異常データが観測された場合には、社会的ストレスの少ないレベルでの対応は考えておく必要があり、情報の伝え方も含め検討する。

2．警戒宣言時の防災対応の基本的な考え方の整理

(1) 同一市町村で震度分布、津波浸水範囲等に基づく防災対応の細分化について

A．基本的目標

形式的でなく実地的な、確実に対応できる実践的な防災対応をとる。

B．現行の防災計画

- ・ 同一市町村は、一律の防災対応を実施
(昭和54年当時は、市町村ごとに1つの(役場の場所での震度)のみで地域指定)

C．新たな防災対策の考え方

今回の東海地震の震度分布の検討では、1kmメッシュごとの細かな震度や、各地の津波の高さが細かく出されており、防災対応もこれらに基づき、より詳細なエリアに分けて対応することも可能となってきた。

ただし、同一自治体で防災対応が複数ある場合、対応が困難となると考えられることから、確実にできる対応をとるべきではないか。

< 新たな対応のたたき台 >

防災対策の基礎単位は市町村だが、強化地域内の市町村において、震度分布等に基づき、強化地域外と同じ対応でよいとする地域を設ける場合は、そのようにすることの必要性和確実な実施を吟味して定めてはどうか。

同一市町村内でも、震度が6弱に満たないと予想される地域については、防災対応(交通、店舗等の対応)を行わないこと。

同一市町村内でも、内陸部等明らかに津波による被害が生じない地域については、防災対応(交通、店舗等の対応)を行わないこと。

(参考)

については、三重県において検討中。

(2) 震度分布等に基づく地域別の防災対応について

A . 基本的目標

形式的でなく実地的な、確実に対応できる実践的な防災対応をとる。

B . 現行の防災計画

- ・ 強化地域内は、一律の防災対応を実施

C . 新たな防災対策の考え方

今回の東海地震の震度分布の検討では、1 k mメッシュごとの細かな震度や、各地の津波の高さが細かく出されており、強化地域内を震度分布等により細分化することも可能となってきた。

ただし、上記(1)と同様、強化地域内の防災対応にいくつもパターンがある場合、対応が困難となると考えられることから、確実にできる対応をとるべき必要がある。

< 新たな対応のたたき台 >

強化地域を震度分布等に応じて分類し、震度分布等毎の対応を行う場合、そのようにすることの必要性和確実な実施を吟味して定めてはどうか。

(案 1) 例えは、震度 7 の地域の防災対応の上乗せについて、実施できるのではないかな。

(案 2) 確実な対応実施に重きをおくとすれば、現行通り、強化地域内一律となるのではないかな。

(3) 警戒宣言時等における各分野毎の対応の考え方

■ 交通（鉄道、バス・タクシー、船舶）

A . 基本的目標

乗客の安全確保が基本。ただし、公共交通機関として営業の確保に努めるなど、地域の混乱防止に寄与。

B . 現行の防災計画

- 鉄道：・ 強化地域内の在来線、新幹線ともに最寄りの安全な駅に停車。
・ 強化地域の周辺地域では、在来線で一部徐行運転。
【新幹線は安全確保のため、判定会招集連絡報時から、ひかり、のぞみの入り込み規制を行っている。】
- バス、タクシー：強化地域内での運行を中止。
- 船舶：津波の影響がある強化地域周辺海域で運航を中止。

C . 新たな防災対策の考え方

鉄道については、地震発生時の乗客の安全性確保の観点からは、運行停止が良いのではないかと。低速運行による運行継続をすべきとの意見もあるが、地震発生時の安全性が確認できていない。万が一の場合の責任の問題も考えると、事業者が安全だと判断しない限り運行を強いるのは困難ではないか。

一方、鉄道をはじめとする公共交通が判定会招集連絡報時に運行中止となると、多くの帰宅困難者、滞留旅客が発生し、地域住民、自治体に大きな影響を与えることになるので、警戒宣言までは運行を続けるべきではないか。

また、「最寄りの安全な駅に停車」とは、津波や崖崩れの危険がある駅以外に停車することを意味しているが、震度7の地域の扱い等についても検討する必要がある。

バス、タクシーについては、警戒宣言時の対応として、どこまで運行して乗客を降ろすかが検討課題。（一部の県から、ターミナルまで運んで欲しいとの意見もある。）

また、バス等について警戒宣言後は緊急輸送として運行することはできないか。

（この場合、責任の所在について明確にしたうえで、希望者のみ運ぶような運用となるのではないか。）

< 新たな対応のたたき台 >

乗客等の混乱防止のため、警戒宣言時までは営業継続を行う。
安全確保のため、警戒宣言時には運行中止を原則とする。

○ 鉄道

警戒宣言時には在来線、新幹線とも最寄りの安全な駅に停車し、運行を中止。

（低速での運行継続については、安全性の確認が不十分であることから、実施しない。）

○ バス、タクシー

警戒宣言時は安全な場所に停車し、原則運行を中止する。

（責任の所在について明確にしたうえで、希望者のみ運ぶことについては検討の余地あり）

○ 船舶

津波の影響がある強化地域周辺海域で運行を中止する。

警戒宣言後の緊急輸送としての運行の扱いについては、責任の問題等も含め、今後検討

■ 交通（道路）

A．基本的目標

道路の安全性確保のための措置をとるとともに、発災後に緊急輸送路として使用すべき道路をあらかじめ警戒宣言時に指定し、確保する。

B．現行の防災計画

- 一般道路：
 - ・ 強化地域内への流入を極力制限。
 - ・ 強化地域外への流出は原則として制限なし。
 - ・ 強化地域内の主要道路では走行を極力抑制。
 - ・ 強化地域内の避難路及び緊急輸送路では走行を禁止又は制限。
 - ・ 強化地域周辺でも状況に応じて交通規制を実施。
- 高速道路：
 - ・ 強化地域内への流入を極力制限。
 - ・ 強化地域外への流出は原則として制限なし。
 - ・ 強化地域内のインターチェンジからの流入を制限。
 - ・ 強化地域周辺でも状況に応じて交通規制を実施。

C．新たな防災対策の考え方

○ 一般道路、高速道路の安全確保等

- ・ 道路利用者の安全の確保を第一に考えると、崖崩れ、液状化などで発災時に危険の及ぶ恐れのある区間、箇所について、通行規制を行うことが課題。
- ・ 緊急輸送路等としての活用のため、通行規制を行うことが課題。
- ・ 道路の規制予告等を早い段階から情報提供することで、交通を抑えることができるのではないか。
- ・ 臨時の交通規制に伴い発生する交通渋滞を必要最小限のものとするための方策はないか。
- ・ 車の利用を控えるよう十分周知→次頁の「車の利用」の項目

< 新たな対応のたたき台 >

○ 一般道路、高速道路

(現行の対応に加え)

- ・ 危険が予想される箇所は、通行止めを的確に実施することで良いのでは。(大雨の場合と同じ)
- ・ 警戒宣言前の段階から、通行規制の予定等の情報を広く提供。
- ・ 臨時の交通規制に伴い発生する交通渋滞を必要最小限のものとするための方策については、今後検討。

■ 交通 (車の利用の方針)

A . 基本的目標

車の利用は原則禁止。ただし、やむを得ない場合は、利用可能とする。

B . 現行の防災計画

- 一般道路：強化地域の主要道路では走行を極力抑制。

避難は徒歩によるものとする。徒歩避難が困難な居住者等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討。

C . 新たな防災対策の考え方

- ・ 原則使用禁止を呼びかける。また、交通規制の予告等警戒宣言前から情報提供。
- ・ 山間地の避難や災害時要援護者 (高齢者、身体障害者等) の避難などやむを得ないものは認めてはどうか。

< 新たな対応のたたき台 >

現行と同じ

■ 避難

A．基本的目標

人命を守ることを第一とするとともに、避難による混乱もできる限り防止する。

B．現行の防災計画

- 避難は原則として徒歩による
- 避難対象地区：備蓄物資等避難生活に必要な物資を持参して最寄りの避難所へ避難
- 避難対象地区以外：自宅等安全な場所で待機

C．新たな防災対策の考え方

○ 避難対象地区（津波、山崖崩れ）

- ・ 地域全体に大きな被害が予想され、発災してからの避難では遅いため、人命を第一に考えあらかじめ対象の地区の住民は避難を行う。
- ・ 津波や崖崩れの危険が広い地域にわたって生ずる地域は、場合によっては、隣接市町村等遠方への避難も含め、安全な避難場所の確保と輸送手段の確保等の措置を講じるべき。

○ 避難対象地区以外

- ・ 基本的には建物内での避難を行うが、建物の耐震性の問題から、屋外での避難が必要になる場合がある。
- ・ 警戒宣言時に適切な避難行動をとるため、個々の住宅の耐震性が十分かどうか、住民が把握しておく必要がある。（耐震診断のさらなる促進が必要）
- ・ 避難対象地区以外の住民の方の多くが避難所に駆けつけた場合、施設の収容能力を大きく超える恐れがある。また、避難所の耐震性については、マル適マークを貼るなど避難者が容易に分かるようにする必要がある。
- ・ 震度7の地域では、耐震改修済みの住宅でも被害が生じる可能性がある。地域に応じて避難方法を検討し、よく周知する必要がある。

○ 被災時要援護者

- ・ 老人や子供、身体の不自由な方の場合には、他の人達よりもさらに事前からもしくは乗り物を使って避難をする必要がある。

< 新たな対応のたたき台 >

○ 避難対象地区（津波、山崖崩れ）

- ・ 備蓄物資等避難生活に必要な物資を持参して最寄りの避難所へ避難

○ 避難対象地区以外

- ・ 自宅等安全な場所で待機
- ・ 自宅や避難場所の耐震診断を推進。避難場所は耐震性を明示する。
- ・ 住民が自宅の耐震性を把握できる環境を整える。

○ 被災時要援護者

- ・ 地域ごとの実情に応じ、早期避難や乗用車での避難（老人、身障者等）を検討

■ 帰宅困難者・滞留旅客

A．基本的目標

警戒宣言に伴う帰宅困難者、滞留旅客を極力減らすとともに、発生した場合の避難場所の確保等の対策も講じる

B．現行の防災計画

滞留旅客は最寄りの避難所で待機又は徒歩で域外へ脱出。
帰宅困難者については記述なし。

C．新たな防災対策の考え方

○帰宅困難者

- ・ 観測情報時等警戒宣言前に適切な情報提供を行うことで、帰宅困難者をできるだけ減らす。
- ・ 警戒宣言前に輸送を強化することにより、帰宅困難者を極力減らす。
- ・ 駅の周辺に大量の旅客に備えた避難所がない。避難所が明確でないことから、民間施設も含めた避難場所の確保対策が必要。
- ・ 徒歩帰宅者に対する適切な情報提供や支援（食料、水、トイレ等）が必要

○観光客

- ・ 警戒宣言前からの適切な情報提供により、早めの帰宅を促す。
- ・ 警戒宣言前の輸送強化で滞留者を極力減らす。

< 新たな対応のたたき台 >

- ・ 企業等に対し、警戒宣言前からの早期帰宅、時差帰宅等呼びかけ。
- ・ 判定会招集報等警戒宣言の前に列車、バスの増発を行う。
（案１）希望者を全て輸送するまでは警戒宣言後も継続。
（案２）警戒宣言時に終了する。
- ・ 徒歩による帰宅に必要な情報等提供（帰宅のためのアクションプランの作成を検討）
- ・ 駅周辺の避難場所の確保については、企業の協力を得て促進。
- ・ 観光客に対しては、事前からの適切な情報提供により対応。

■ ライフライン

A．基本的目標

警戒宣言時での避難所生活の維持及び自宅等で待機する住民に必要な日常生活の機能を維持するための措置を行いながら、発災後に備えた対応を行う。

B．現行の防災計画

- 飲料水、電気、ガス：供給継続。但し、ガスについては利用状況を勘案しつつ減圧処理を行う。
- 電話：
 - ・ 一般の利用を制御、利用者に対して協力要請。
 - ・ 防災機関等の重要回線を確保するため、移動電源車等を確保。

C．新たな防災対策の考え方

○ 飲料水、電気、ガス

- ・ できる限り日常の機能を維持。
- ・ ガスについては発災時における火災をできる限り起こさないようにするための措置を講ずる。

○ 電話

- ・ 発災後に必要な防災関係機関の回線を確保するための措置。
- ・ 輻輳の防止

< 新たな対応のたたき台 >

○ 飲料水、電気、ガス

- ・ 供給継続。但し、ガスは利用状況勘案しつつ減圧処理を行う。

○ 電話

- ・ 一般の利用を制御、利用者に対して協力要請。
- ・ 防災機関等の重要回線を確保するため、移動電源車等を確保。
- ・ 災害伝言ダイヤル171の開設を検討。
- ・ 抜本的な通信対策について今後検討。

■ 生活必需品の確保

A．基本的目標

警戒宣言時での避難所生活の維持及び自宅等で待機する住民に必要な日常生活の機能を維持するための措置を行う。

B．現行の防災計画

- 食料・生活必需品等：小規模小売店舗に対し、営業の継続を要請（物資輸送の目途はたっていない）。

C．新たな防災対策の考え方

○食料・生活必需品等

- ・百貨店、スーパー、コンビニ等の事業者においては、顧客の安全性を確保するとともに自宅待機住民も含めた地域住民の生活必需品を確保することが望まれる。
- ・営業継続の場合は、耐震性を確保しておく必要あり。また、営業継続店舗を広く周知する事が望ましい。

○物資の調達、流通について

- ・域外で調達した物資の流通については、交通ルートของ安全性及び渋滞状況を勘案し、どのように流通を行うか。（流通業者のトラック等で運ぶか、公的機関が輸送を実施するか）
- ・警戒宣言時の輸送については、発災時の安全、責任も勘案する必要がある。

< 新たな対応のたたき台 >

○食料・生活必需品等

- ・耐震性の確保される店舗にあっては、店舗の判断により営業を継続。営業店舗は公表する。

○物資の流通について

- ・安全性も勘案し、民間トラック又は公的輸送手段で流通を行う。
- ・民間トラックの活用の場合は、責任問題、交通規制上の扱いを検討。

○その他

- ・地域住民に対して、警戒宣言及び発災後の避難生活を考え、例えば6日分の食料備蓄を奨励するなどを広報。

■ 医療

A．基本的目標

個々の病院においては患者の安全性を確保するとともに、地域として発災後に備えた医療体制を確立し、かつ平常の患者対応等も行う。

B．現行の防災計画

○病院

- ・ 外来診療を中止。
- ・ 入院患者について、保護者の引き取りがある場合にはこれに対応し、保護者の引き取りがない場合には、近くの安全な場所へ移動。

C．新たな防災対策の考え方

○病院

- ・ 域内の医療機能確保は、警戒宣言時であっても必要であり、一般病院の診療中止の場合、拠点病院の負担が増大する。
- ・ 発災に備え、耐震性に劣る病院の入院患者を安全な場所へ移動させる。
- ・ 発災に備え、強化地域外への搬送が望ましい患者についての対応を検討。
(静岡県において、透析患者については、水が大量に必要であり、適切な措置がとれない恐れもあることから、希望者の域外搬送を検討中)
- ・ 救護所の開設準備や通信手段の確保等発災に備えた体制を構築。

< 新たな対応のたたき台 >

○病院

- ・ 耐震性の確保される病院（災害拠点病院等除く）にあっては、病院の判断により外来診療を継続。
- ・ 診療を継続する病院にあっては、事前にその旨を登録する。
- ・ 耐震性の劣る病院は、入院患者の安全の確保のための措置を実施。
- ・ 強化地域外への搬送が望ましい患者（透析患者等）については、本人の希望も勘案し、域外を含めた搬送を検討。
- ・ 救護所の開設準備や病院間、救護所と病院間等の連絡体制の確立

■ 生活関連サービス

A．基本的目標

行政、金融などのサービスについては、警戒宣言下でも最低限のものは必要。社会的混乱を防止する観点からも出来る限り営業を継続することが望ましい。ただし、顧客等の安全を確保する必要があり、店舗建物等の安全（建物の耐震性）を確認する必要がある。

B．現行の防災計画

○金融：オンライン稼働の一部を除いて、営業を中止。

C．新たな防災対策の考え方

○金融

・取付騒ぎ等の混乱を防止するとともに、顧客の安全を確保する必要がある。

○行政サービス

・窓口業務等の混乱を防止する。

・施設等利用者の安全を確保する必要。

・行政は、人員の大部分を災害にシフトしていることから、行政サービスは最低限のものとなる。

○その他（不特定多数の者が出入りする場合）

・客の安全性を確保する必要がある。

< 新たな対応のたたき台 >

○金融

・ATMの利用継続については、対応可能な機械を増やすよう努める。

・ATM営業を継続する店舗は、事前に営業を継続する旨を登録する。

○ 行政サービス

- ・ 必要不可欠なサービス（どうしても当日に必要な各種証明等）を除き停止。
- ・ 施設利用者等を外へ誘導。

○ その他（不特定多数の者が出入りする場合）

- ・ 営業を停止し、客を外へ誘導。

金融窓口業務停止の場合は、国がモラトリアムを宣言しておく必要があるとの指摘もある。この点は、今後検討。

■ 学校、幼稚園

A．基本的目標

児童・生徒の安全を確保する。

B．現行の防災計画

○ 学校、幼稚園

- ・ 状況に応じて保護者に引き渡し。
- ・ 保護者の引き取りがない場合には、安全な場所に避難誘導。

C．新たな防災対策の考え方

○ 学校、幼稚園

- ・ 児童・生徒の混乱を防止し、その安全性を確保する必要がある。
- ・ 学校・幼稚園における遠距離通学者等の帰宅確保を考えた場合、警戒宣言前からの帰宅等についてもその必要性に応じて対応する必要

< 新たな対応のたたき台 >

○ 学校、幼稚園

- ・ 状況に応じて保護者に引き渡し。保護者の引き取りがない場合には、安全な場所へ避難誘導。
- ・ 遠距離通学の児童・生徒については警戒宣言前に避難を開始することも可

3 . 広域災害に対応するための防災体制の確立

< 背景 >

これまでの東海地震対策においては、主として警戒宣言時の応急対応を中心に議論がなされてきたが、発災時の対応についても十分検討する必要がある。特に、今回の強化地域の見直しにより、東海地震による被害を受ける地域が拡大し、広域に被害が発生することから、主に発災時を対象にした複数県にまたがる広域の防災体制を構築する必要がある。

< 広域的な防災体制の考え方 >

(1) 広域防災体制の対象となる活動分野の案

情報の共有化、 緊急輸送ルートの確保、 緊急輸送活動、
救助・救急活動、 医療活動（被災地内、被災地外への搬送）
消火活動、 物資調達等、 帰宅困難者、 仮設住宅設置等、
保健衛生、防疫、遺体処理等

(2) 上記各活動分野において、予め決めておくべき事項の案

想定される活動の内容と量（物資、人員、機材の量など）
活動に必要な資源のリストアップ（病院、活動拠点等）
活動の手続き（県からの要請手続きなど）
活動手段（搬送手段、ルート選定等）
活動の調整方法（各県からの要請に対する資源配分等）

(3) 広域防災体制の検討にあたっての主な課題

情報の共有化

- ・自治体への情報のフィードバック等情報共有策
- ・非常時の通信確保策

緊急輸送ルートの確保

- ・被害想定等をもとにした安全なルートの選定、発災時の施設点検の順位（例えば、まず東名の状況を集中点検するなど）

緊急輸送活動

- ・防災拠点のリストアップと活用策の検討
- ・輸送手段の調整方策。

救助・救急活動

- ・あらかじめ救助用の部隊を強化地域内に派遣するのかなど。

医療活動

- ・強化地域外の受け入れ可能病院のリストアップ
- ・強化地域内への医療班の派遣は、いつ時点で実施するのか。
- ・強化地域内の患者の域外搬送は、どういう方針でどの程度の規模で行うべきか。（静岡県要望のように、透析患者数千人を域外搬送するのは事実上不可能）

○その他（共通事項含む）

→ 現地災害対策本部の設置場所について

（全都県に置くか、或いは被害が大きい県のみか。どの程度の規模の本部体制をとるか）

また、複数県に現地本部を設置した場合の、本部間同士の調整ルール）

→ 限られた資源の各都県、各活動毎への配分方法

（各都県への配分については、被害想定に基づき配分。

搬送手段が足りない場合、どの活動が優先するのかをあらかじめ決めておく必要あり。）

→ オープンスペースの活用方策の調整

→ 実践的な広域防災訓練の実施

等

4 . 緊急に実施すべき事前対策（耐震化の推進等）

< 背景 >

東海地震が切迫している現状に鑑みれば、耐震化の推進等緊急に実施すべき事前対策については、全国ベースで進めている対策に加えて、特に、強化地域内での促進策を講じるべき。

< 考え方 >

（１）個人住宅の耐震化の促進

- ・ 個人住宅の耐震化を進めるため、耐震基準を満たす建物について、希望するところにマル適マークを貼ることにより意識啓発を図るべき。
- ・ 緊急に詳細な地震ハザードマップ（５０メートルメッシュ）を整備し、意識啓発を図るべき。

（静岡県等一部では木造住宅の耐震化の補助制度を創設しているが、利用者が予想よりも少ない状況であり、意識啓発が必要。）

（２）公的施設等の耐震化の促進

- ・ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、不特定多数の方が出入りする建築物についての耐震診断及び耐震改修の努力義務が規定されているが、強化地域内では、不特定多数が利用する施設についても、希望するところにマル適マークを貼ることにより、意識啓発を図る。
- ・ 愛知県等新たに強化地域となった地域では、市役所等防災時の拠点の耐震化が遅れている。一方で耐震化を進めるとともに、それまでの間は、いざという時どこで防災対応をするかをあらかじめ定めておく必要あり。

(3) その他予防対策の推進

避難地、避難路の整備や津波対策等について、被害想定等をもとに緊急に行うべき対策を都県でリストアップ。

財特法の計画等に基づき、メリハリをつけた整備を行うことが必要。

(4) 地域住民への周知、広報活動等について

住民がとるべき行動についての積極的広報活動

- ・耐震性が確保された自宅での待機等安全な場所へ避難することとされているが、自宅の安全性について十分把握されていない住民の方が多いことから、マル適マーク等を貼ることで、的確な避難方法を理解していただく。
- ・行政側は、住民の方々が適切な行動につながるような情報提供を行う。

地域の防災力の向上のための諸活動の支援

- ・地域における取り組みの優良事例を広報
 - D I G (Disaster Imagination Game) の普及、自主防災組織におけるの救助活動も含めた訓練等
- ・小中学校における防災教育、子供を中心とした地域ぐるみでの取り組みを広報
- ・企業の優良活動事例を広報するなど、企業防災を支援